

介護予防支援の 実施事業者の追加について

令和6年
4月1日施行

令和6年4月1日の介護保険法の制度改正により、市から介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所は、地域包括支援センターから委託を受けずに、利用者とは直接契約してケアプランを作成できるようになります。

どのような変更がありますか。

現在、介護予防ケアプランについては、「地域包括支援センター」又は「地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業所」が作成しており、ご利用にあたっては、地域包括支援センターと契約を結んでいただいております。

今回の改正により、「市の指定を受けた居宅介護支援事業所」が、地域包括支援センターから委託を受けずにケアプランを作成できるようになります。

対象者はだれですか。

要支援1・2の方で介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所が、直接契約によって担当する場
合が対象となります。

ただし、今まで通り地域包括支援センターが契約し介護予防ケアプランを作成する場合は、変更が
ありません。

改正によるサービス利用への影響はありますか。

現在、地域包括支援センターと契約している「介護予防及び介護予防ケアマネジメント利用契約」につ
いて、令和6年4月1日以降、改めて契約を結ぶ必要があります。手続き方法については、担当のケアマネ
ジャーよりご説明いたします。

ご利用いただいているサービス内容への影響はありませんので御安心ください。

なぜ契約を結び直す必要があるのですか。

月々のサービスの利用状況により、介護予防ケアプランの作成者が変わる場合があります。その際にも、
サービスの利用に支障をきたさないようにするためです。

指定を受けた居宅介護支援事業所の一覧はどのように確認ができますか。

横浜市HPからご確認いただけます。

URL：https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/service/henkou_unei/kaigo-yobou.html



問い合わせ

(指定以外に関すること)

横浜市役所 高齢健康福祉部 高齢在宅支援課
電話：045-671-2405
メール：kf-yoboucm@city.yokohama.jp

(介護予防支援事業所の指定に関すること)

横浜市役所 高齢健康福祉部 介護事業指導課
電話：045-671-3466
メール：kf-jigyoshido@city.yokohama.jp

